

太田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第23号

太田市下水道条例の一部を改正する条例

太田市下水道条例（平成17年太田市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同項第4号中「専属」を「選任」に、「の住民票の写し及び」を「に係る」に、「下水道排水設備工事責任技術者免状（以下「免状」という。）」を「責任技術者証」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第5号中「専属する責任技術者」を「選任する責任技術者」に、「に専属することとなる」を「が選任する」に改める。

第8条第1項第1号中「規定による」を「規定により」に、「の資格を有する者が1人以上専属している者であること」を「として登録を受けた者を選任していること」に改め、同項第4号中「破産手続開始の決定を受けて」を「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」

に改める。

第9条の見出し中「専属等」を「選任等」に改め、同条第1項中「資格を有している」を「登録を受けている」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、群馬県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条第1項中「次条」を「指定工事店が選任する責任技術者として認められる者は、次条」に、「免状の交付を受けた者は責任技術者の資格を有する」を「責任技術者の登録及び責任技術者証の交付を受けている者とする」に改め、同項ただし書から同条第3項までの規定中「に専属」を「が選任」に改め、同項第1号中「破産手続開始の決定を受けて」を「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」に改める。

第15条第1項第7号中「専属」を「指定工事店が選任」に改める。

第19条第1項第5号中「0.5」を「0.2」に改め、同項第43号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。